

横浜地方裁判所委員会（第37回）議事概要

1 日時

令和3年5月25日（火）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

横浜地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について

4 出席者

（委員）安藤浄人，伊集守直，宇都宮大輔，大竹優子，小高純，加藤勝，家令和典，倉田真希，柴田育江，杉本朗，田辺由美子，團藤丈士，西崎健司，和城信行，渡邊秀一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）民事首席書記官，刑事首席書記官，事務局長，事務局次長，総務課長，総務課課長補佐

5 議事

(1) 新任委員の紹介

柴田育江委員，團藤丈士委員，家令和典委員，宇都宮大輔委員，安藤浄人委員，渡邊秀一委員（任命順）

(2) 委員長選任及び委員長代理の指名

委員長に團藤丈士委員が選任され，家令和典委員が第二順位の委員長代理に指名された。

(3) 説明者の紹介

橋本成一郎（総務課長），渡辺徹（総務課課長補佐）

(4) 今回のテーマに関する説明者の説明

橋本総務課長から「横浜地裁における新型コロナウイルス感染症への対応について」と題して説明

(5) 意見交換 （発言 ■委員長 ○委員 □委員（裁判所）◇説明者）

○ 新型コロナウイルス感染症の事件への影響について、民事や刑事の新規の事件数に変化があったのか、オンラインを活用するケースが増加したのか、期日の取消しを背景に審理に充てる時間や証人尋問の時間を短くするような運用が行われたのか、という点についてお伺いしたい。

□ 民事事件について、去年の緊急事態宣言期間中は、若干新件が減った時期はありましたが、宣言解除後は、通常どおり事件が来ており、新受事件数自体はその前の年と同程度です。また、横浜地裁では、ウェブ会議の運用開始が昨年5月からでしたが、当初は少なかったものの、感染防止対策としてウェブ会議あるいは電話会議を活用することが非常に有用であることから、ウェブ会議を利用する事件数が増え、今年の3月時点で毎月1000件を超える件数となりました。争点整理手続に付された事件のうち、7割を超える事件がウェブ会議を活用して行われています。

尋問は、長い時間連続して行わず、1時間程度尋問を行ったら換気のため休憩を挟むというような工夫はしています。審理に必要な時間の証拠調べは行われており、コロナの影響で短くしているとは承知しておりません。

□ 刑事事件の新受事件数に影響があったとは承知しておりません。ただ、昨年5月に予定していた裁判員裁判の期日が取消しになり、今年の3月によりやく実施できたといった影響はありました。昨年4月ころは、各事件、特に被告人の身柄が拘束されている事件については、なるべく実施していくこととしました。期日が変更された事件については、終局までの期間が少し延びたように思っておりますが、なるべく被告人の身柄拘束期間に影響しないように処理しました。

審理時間については、コロナの関係で時間を短くしたり、証人尋問の時間を削ったり、証人を削ったり、そのようなことは一切していないは

ずです。

それから、オンラインの関係ですが、打合せについては、電話会議システムが使えるものは、弁護人には事務所にいていただいて、裁判所と電話でやり取りをすることが少し増えたように感じています。

- 業務継続の観点から、職員あるいはその家族に陽性者が出た場合に、どのような対応を取るのか。また、職員が出張する場合に、先方の要望でPCR検査をあらかじめ受ける等、何らかの対応を取っているのかという点についてお伺いしたい。

- ◇ 職員に発熱などの症状がある場合、当該職員は、当然休暇を取得することになります。

また、職員本人の体調は問題ないものの、同居の親族が体調不良で、例えば医師からPCR検査の受検を指示された場合には、職員についても自宅で勤務させることにしています。また、同居の親族が陽性になった場合、多くの場合職員本人も濃厚接触者となりますが、当該職員が登庁をしないのは当然ですが、職場での勤務状況を確認し、当該職員と接触して保健所から濃厚接触者として認定される可能性がある者についても、念のため自宅で勤務させるなど、先手を打って感染が広がらないような運用をしています。

- 2番目の点ですが、裁判所はあまり出張することが多くなく、例が少ないと思います。出張する場合も、どちらかというと、求めがあって出張することになりますので、出張していくこと自体了解を得ているケースが多いのではないかと思います。裁判所が、求められてもいないのにその場に行く場合としては証拠保全がありますが、この場合はいかがですか。

- 証拠保全は、先方の了解がなくても行かざるを得ません。ただ、本当に今必要であるかはよく検討し、御迷惑にならないようにしています。

証人が遠方にいる場合、証人にはその地方の裁判所に行っていただき、当庁とその裁判所をテレビ会議でつないで尋問できるようなシステムもありますので、それも活用をしながらやっています。

○ あくまでも本人の了解を得た上ですが、万が一陽性となった場合、裁判所でも行動確認みたいなことをするのですか。

■ 職場における濃厚接触者の認定可能性の範囲の特定をする必要もありますので、ある程度のところは当然確認しています。ただ、保健所ほどのことをやるかと言われると、専門的な知見があるわけではありませんので、一般的な行動確認の範囲ということになります。

○ 防止策を実施していても、やはり一定数の感染者の発生というのは避けられないと思いますが、感染者が発生したことを外部にどうやって伝えるのかという問題があります。来庁者は自分と接触した人が感染者だったのか知りたいという場合はあると思いますが、組織内で感染者が出たことをどの程度特定して発表すべきなのか、裁判所だけでなく、他の組織の方からもアドバイスや経験談などをお話しいただきたいと思います。

◇ 裁判所では、職員に陽性者が出た場合、プレスリリースを行うほか、検察庁や弁護士会にも情報提供を行っております。その際、どの程度まで特定してお知らせするかは、職員個人のプライバシーとの関係で難しい面がありますが、おおよそ、どのフロアでどういう仕事をしている職員かということはお知らせしております。また、先ほども申し上げたとおり、陽性者には行動を事細かに聞いておりますので、長時間狭い部屋などで接触したことが分かれば、個別に対応することになりますが、幸い、今まで横浜地裁では、個別対応が必要であった事案はありません。

■ 窓口業務を行っている職員なのか、つまり、来庁者との接触がある職員なのか、そうではないのかということは、当然、それまでの行動を確

認する際に一番重視することになりますので、それによって対応を考えております。

他の組織の皆さんで、うちはこのようにやっているが、そのような観点から裁判所でもこのようにしてみてもいいかというような御意見をいただけたところがありましたらお願いいたします。

- 病院には、たくさんのコロナウイルス感染症の患者さんがいますが、当病院内でクラスターが発生した際は公表しました。発生後すぐに感染対策部が動いて3日間ぐらいで抑え込んだのですが、事後の対応の迅速さというのはかなり求められると思います。

その他、職員の感染というのはやはりあります。職員の感染に関しては、患者さんに迷惑をかけない範囲では、公に発表することはありません。患者さんから職員にうつったのはそのクラスターの件ぐらいで、職員の感染の場合は、ほとんどが外で食事をしたときにうつったというもののばかりで、院内ではきちんとマスクなどの感染対策をしているので、同僚にはうつしていないということが確認されています。ただ、やはり、どの部署でどういう経路でうつったかというのは院内では告知されて、もちろん個人名は出しませんが、どの部署でどういう経緯でうつって、そこからの広がりにはなかったというようなことを明確にしますが、特別追加措置的なもの、つまり、その部署を閉鎖するようなことには基本的にはつながりません。ただ、PCR検査を迅速に行って、どこまで広がっているかという区分けだけは迅速に行う、そういう対応をしています。

あと、私自身は放射線診断部というところにおり、CTなどを扱いますが、コロナ肺炎にCTが非常に有用です。そこでは、画像診断というのをやっており、20人ぐらい専門の者がいるのですが、病院中の検査、CTやMRIという画像検査や今後の治療方針を決めるようなものが1か所に集まってきます。ここで誰かが感染してその部屋全部が自宅待機

になると、病院機能を維持できなくなりますので、基本的な感染対策はかなり厳重に行いました。また、A班とB班に分け、A班とB班のスタッフは一日中絶対顔を合わせないようにしようと思いました。しかし、部屋が2部屋確保できないなどの構造上の問題で、結局、中途半端な区分けになってしまいました。幸い、今のところ、部署内で感染者は出ておらず、何とかなっている状況です。

■ ありがとうございます。病院という大変厳しい場所でのお話を御紹介いただきました。他はいかがでございましょうか。

○ 検温計について、私の会社の受付に置いておりますし、他の企業や商工会議所、デパートなどでも入口で検温を実施しています。本人が意識しなくても熱のある方を発見するために有効と思われますが、裁判所の入口に検温計を置かない理由はあるのでしょうか。

◇ 今御指摘いただいたとおり、来庁者に対し一律に検温をすることはしておりません。ここはいろいろと意見が分かれるかもしれませんが、体調不良者がいたとしてもマスクを着用していればある程度防ぐことができますし、体調不良者は職員に申し出るよう呼びかけをしており、御自身で調子が悪いと思えば申し出をしていただけるということも踏まえ、一律に検温することまでは行っていないというのが現状です。一方で、非接触型の体温計は一定数用意しており、体調不良が疑われる来庁者には、御了解をいただいた上で、検温を行うこともあります。

○ 状況は分かりましたが、高い熱でも体調不良とは感じない人もいますし、熱がある段階でその人を除外するというのは感染対策として基本的なことだと思いますので、裁判所の方針もあると思いますが、私としては検温を実施した方が良いという感想です。

■ 率直な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。予算が潤沢にあって検温に充てられる人員も確保できるのであればよいのですが、

難しいのが現状です。利用者の目線でそのような御意見があったということをしかりと議論のテーブルに載せておきたいと思います。どうもありがとうございました。

- 付け加えますと、デパートがやっているように、スタンド式の検温計を入口に置けばよいと思い提言いたしました。

■ ありがとうございます。

- 今の点で、昨年度、大学院入試でコロナ対策を検討し、文科省の方針もあり、当初受験者の体温を測定することとしたのですが、その後やめることにしました。先ほどの御発言にあったように、デパートなどで検温を行っていますが、裁判の当事者として来庁する人や大学院の入試を受けるために来る受験生と、広く一般の方々がデパートに行くというのは、行動の意味が少し違うところがあると思います。大学での議論を紹介しますと、検温計の計器の正確性の問題もありますし、検温を実施すると受験生に伝えたと、受験生は熱があると受験できなくなると考えるのですが、自分の人生がかかっている中でどうしても受けたいとなると、解熱剤を服用して一時的に体温を下げ、試験を受けるという反応を生むことが考えられます。新型コロナの性質として、解熱剤を飲むのは、その後の経過を考えると非常に問題があるので、体調が悪いからといって解熱剤などを服用するような行動を生まないようにしなければなりません。体温を測るというメッセージを出すと、そのような受験生の行動を生み出しかねないのではないかという議論になりました。したがって、入口で熱の有無で判別するよりも、熱がある人がその会場に入ってくることを前提に、その会場内での感染対策を行い、距離を取ったり、窓を開けたりすることを徹底するほうが合理的ではないかという議論をした記憶があります。したがって、その辺りは少し難しいとは思いますが、人の集まるところの性質によって検討の仕方が変わるところもあるかな

という印象を持ちました。

- ありがとうございます。今、様々な角度から御指摘をいただいています。そこで、私どもと同じように、来庁者というものを想定できる立場にある県や市では、どのような対応を取っておられるのか、あるいは県や市の対応から見て裁判所の対応が不十分ではないか、あるいはここをもっとこうすればいいのではないかというような御意見がありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 今のお話をお伺いしてしまして、基本的には裁判所と神奈川県は、同様の対応をしております。基本的にはマスク、アルコール消毒、こういった共有の場の遮蔽や距離の確保、換気、冬場は加湿も行っています。あと、今、議論になりました検温器について、県庁や神奈川県立センターでは、自分で測れるタイプのものを設置しています。そういう意味では、神奈川県としてはできることは最大限やるという対応をしております。

- ありがとうございます。横浜市はいかがですか。

- 市役所はかなり幅広く、市庁舎と18区役所に加えて、市立小中学校・高校、病院、交通、消防、水道といった現場があり、私も一つ一つを承知しているわけではございませんが、今日御説明いただいた裁判所が行っている対策が基本となっていると思います。

広報としては、横浜市では、市民の皆様へのお知らせとして、LINEやTwitterでコロナの感染やワクチン接種に関する情報提供を行っており、リアルタイムに大勢の方へ情報発信できる手段として、SNSが有効に機能していると思います。

- 私は区民ネットワーク等に出ていますが、横浜市と共同の形で運営している市民活動センターと、あと2か所、自分たちで運営しているものがあります。市民活動センターは、区の指針に従ってやっていますので、

検温器もありますし、マスク、消毒、換気、あとはソーシャルディスタンスとか人数制限とか、そういうのを守って、区役所と相談しながらやっています。

民営でやっている方は、本当に試行錯誤の連続でした。マスクと言われてもマスクがない時期もありましたし、消毒液も値段が上がってしまってなかなか手に入らなかったりしましたが、そのような時を乗り越えやってきました。時間を短くしたり、会議室とカフェがあるのですが、全部を会議室にしたり、全部をカフェにしたりしてやっていました。

ただ、スタッフやスタッフの家族、来場者が新型コロナウイルスに感染した場合にどのような対応をするかフローチャートを書こうとしても、本当にケースバイケースであり、期間、濃厚接触者である場合とない場合など色々あるので、なかなか難しく、大きな組織が基準を出していただけるとうれしいなと思ってお聞きしていました。

もう一つ思ったのは、私が担当させていただいた2019年秋の委員会では、ITがテーマだったのですが、そのときはまだコロナ前で本当に一般的な話だったと思いますが、コロナになったことで、ZOOMなども本当に身近になり、一気に進んだ感じがします。コロナが終わっても、この良さというのは残したいと思います。裁判所も去年の緊急事態宣言のとき、刑事事件は行ったが、民事は延期したという話を聞いたのですが、オンラインで出来るものはどんどん行ったというお話もありました。外側の力でそうなっていった部分はあったと思いますが、ITを利用してできるものは何でもやった方がいいと思いますので、オンライン化の方向で進めていただければと思います。

■ ありがとうございます。

(5) 次回以降の予定

ア テーマ

次回「裁判員裁判における新型コロナウイルス感染症対策について」

次々回「民事調停をはじめとする簡易裁判所の利用促進」

イ 開催日時

次回 令和3年11月19日（金）午後2時～午後4時